

自治体間連携に関する各種の制度について

1. 主な地方財政措置

(1) 地方債

ごみ処理 (No. 19 関係)、水道 (No. 27 関係)、下水道 (No. 28・29 関係)、消防 (No. 43 関係) 等に関する広域連携について、充当率や交付税措置率の嵩上げ等の優遇措置がある。

(2) 特別交付税措置

ごみ焼却施設解体撤去経費 (No. 19 関係)、消防広域化準備経費 (No. 43 関係)、自治体クラウド導入関係経費 (No. 46 関係) 等に対する特別交付税措置がある。

2. 定住自立圏構想

(1) 概要

- 中心市と近隣市町村が、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため、地方における定住の受け皿として「定住自立圏」を形成し、圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする取組である。
- 中心市要件は、以下のとおりであり、秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市の7市が要件を満たしている（下線は取組市）。
 - ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：原則1以上
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上)
 - ③地 域：原則三大都市圏外

(2) 特別交付税措置（包括的財政措置）

	～平成25年度	平成26年度～
中心市	4,000万円	8,500万円
近隣市町村	1,000万円	1,500万円

3. 広域連携推進補助金（秋田県）

連携検討業務について、本研究会における検討に加え、市町村同士が自主的に検討し、連携実施できるよう、以下のとおり、必要な経費を補助する。

- (1) 対象経費：連携検討業務に係る以下の経費
 - ・市町村同士の連携に向けた協議等を行うための経費
 - ・実際に市町村同士の連携を開始するための初期経費
- (2) 補助対象：連携を検討・実施する市町村で構成される団体
(事務局の市町村)
- (3) 補助率：10／10
- (4) 限度額：1団体につき50万円